

Ⅱ 現行「三重県企業庁経営計画」について

1 「三重県企業庁経営計画（令和 4 年 3 月改定）」の概要

第 1 章 策定の趣旨

1 目的

人口減少に伴う給水量の減少とともに、事業開始から長期間を経過し施設の更新需要の増大が見込まれる中、東日本大震災の経験を踏まえた震災対策の充実が求められるなど、事業運営に影響を及ぼす様々な環境変化にも的確に対応しながら、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示すものとして「三重県企業庁経営計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

三重県の中期の戦略計画である「みえ元気プラン」を着実に推進していくための三重県企業庁としての実行計画として位置づけるとともに、総務省及び厚生労働省から策定を要請されている「経営戦略」、「水道事業ビジョン」としても位置づける。

3 計画期間

今後 30 年から 40 年程度先までの事業環境を見通したうえで、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間の計画とする。

第 2 章 経営の基本

1 経営理念（存在意義）

公共性と経済性を両立させたうえで、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献

2 ビジョン（将来の状態）

時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業

3 ミッション（使命・担うべき役割）

- ・「安全」で「安心」できるサービスを提供
- ・「強靱」な体制で「持続」してサービスを提供

4 経営にあたっての行動基軸

- ・安全・安心
- ・信頼とパートナーシップの構築
- ・コンプライアンスの推進
- ・健全な経営
- ・絶え間ない検証・改善
- ・環境保全と社会貢献

○水道用水供給事業

第 3 章 各事業の現状と課題		第 4 章 事業別の展開									
【現状】 （事業の概要） ・北中勢及び南勢志摩水道用水供給事業の 2 事業を運営 ・県内 29 市町のうち 18 市町に水道用水を供給 ・給水能力は日量 429, 366 m³で、県全体の水道使用量の約 30％を供給 （給水量・料金の状況） ・給水量実績は概ね横ばい傾向 ・施設利用率は全体で約 49％ ・内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化 ・給水原価は、全国平均と比較すると高い状態 （施設管理・整備の状況） ・効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御するとともに、浄水場に職員を配置したうえで運転管理等の業務を個別に民間委託 ・活性炭処理設備の整備が完了 ・浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化を計画的に実施 ・主要施設の浸水、土砂災害及び長時間停電への対策の検討を推進 （水質管理の状況） ・水質管理情報センターへ水質担当職員を集約し、水質管理や調査・研究の体制を強化 （財務の状況） ・損益は黒字基調で、令和 2 年度末の累積欠損金なし ・計画的な施設改良を実施する一方で、その財源に内部留保資金を充当することなどで、長期債務残高が減少 ・自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保 【今後の課題】 ・県民の水道に対する様々なニーズや改定された水質基準への的確な対応 ・南海トラフ地震などの大規模地震、近年多発する自然災害、設備の老朽化に伴う更新需要への対応 ・人口減少に伴う水需要減少の一方、施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続	経営目標		経営目標達成に向けた取組							成果指標	
	ア 安全でおいしい水の供給	（ア）適切な水質管理	・水源から市町受水地点までの水質を的確に把握し水質検査結果を浄水処理工程にフィードバックしてきめ細かな浄水処理を実施							目標値 R8	
		（イ）水質管理の強化 （管理目標値の設定）	・県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質などについて、国の水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化							・水質基準適合率（％） 100 ・総トリハロメタンの管理目標値達成度（％） 100 ・カビ臭物質※の管理目標値達成度（％） 100 ※ジェオスミン及び 2-MIB の 2 項目 ・臭気強度の管理目標値達成度（％） 100	
	イ 強靱な水道の構築	（ア）耐震化	・浄水場の浄水処理施設の耐震補強工事を計画的に実施 ・主要施設である調整池の耐震化を計画的に推進 ・被害率の高い管路などを優先して、耐震管への布設替え ・老朽化に伴う更新に合わせ耐震管への布設替え							目標値 R8	
			・電気・機械設備については、定期的な点検整備や劣化診断に取り組みつつ、効率的・効果的に更新							・浄水場浄水処理施設の耐震化率（％） 100	
		（イ）老朽化対策	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕などを実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進							・調整池の耐震化率（％） 85. 7	
			（ウ）施設の長寿命化	・施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、受水市町と情報を共有し計画的に対策を実施 ・長時間停電対策については、非常用発電設備を 72 時間程度運転できる燃料を貯留することとし、設備の更新に合わせ適切に対応							・管路の耐震適合率（％） 70. 0
		（エ）風水害対策		・施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、受水市町と情報を共有し計画的に対策を実施 ・長時間停電対策については、非常用発電設備を 72 時間程度運転できる燃料を貯留することとし、設備の更新に合わせ適切に対応							・設備の更新率（％） 100
			（オ）拡張事業（未整備分）	・長良川水系の取水・導水施設整備は関係者との連携を図り、計画的かつ効率的に事業を執行							・給水障害発生件数（件） 0
	ウ 健全な事業運営の持続	（ア）アセットマネジメントによる適正な資産管理		・施設・財政の両面で健全な水道を次世代に引き継ぐため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践							目標値 R8
		（イ）施設規模の適正化	・施設更新にあたっては、水需要に応じた合理的な施設規模や配置などにより再構築							・給水原価（円／m ³ ） 115. 0	
		（ウ）広域連携	・受水市町などと検討体制を構築し、事業統合に限らず、管理や施設の共同化など幅広い内容で検討							・経常収支比率（％） 100 以上	
（エ）官民連携		・更なる効率的な事業運営に向け、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ及び最新技術の活用について検討									
投資・財政計画（収支計画）											
（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。											
・H29～R2 年度までは決算額、R3 年度以降は見込額です。											
・受託工事に係る収益・費用及び予備費は除いています。											
・確保水源に係る経費を含んでいます。											
・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。											
【参考】建設改良費（単位：百万円）											
H29～R2 計：13, 835 R3～R8 計：29, 937 総合計：43, 772											
（単位：百万円）											
区分		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的 収 支	収 益	8,976	8,933	9,039	8,978	8,895	8,902	8,903	8,893	8,894	8,866
	費 用	8,576	8,594	8,868	8,606	8,740	8,865	8,732	8,765	8,859	8,882
	純損益	400	340	172	372	155	37	170	128	35	△16
資本的 収 支	収 入	1,008	333	2,086	2,725	2,089	518	1,653	4,918	377	1,604
	支 出	5,693	5,193	5,573	6,877	5,734	6,617	8,234	8,960	4,085	5,176
	うち建設改良費	2,698	2,816	3,346	4,975	3,898	4,769	6,570	7,470	2,964	4,266
	資本的収支差	△4,685	△4,860	△3,487	△4,152	△3,645	△6,099	△6,580	△4,042	△3,708	△3,572
企業債残高		19,288	16,913	14,691	12,788	10,952	9,139	7,475	8,531	7,642	8,132
内部留保資金		11,648	10,706	11,016	11,125	11,040	8,165	6,203	6,880	7,396	8,135

○工業用水道事業

第 3 章 各事業の現状と課題		第 4 章 事業別の展開																																																																																																																													
【現状】 （事業の概要） ・北伊勢、中伊勢及び松阪工業用水道事業の 3 事業を運営 ・令和 3 年度当初で県内 92 社 105 工場に工業用水を供給 ・最大給水能力は日量 911,500 m³で、県全体の工業用水需要量の約 6 割を供給 （給水量・料金の状況） ・給水量実績は僅かながら減少傾向 ・令和 3 年度当初の契約率は、北伊勢 90％、中伊勢 44％、松阪 100％ ・経済情勢の変化などにより、実際に使用する水量と契約水量がかい離 ・内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化 （施設管理・整備の状況） ・浄水場の遠方監視制御、技術管理業務の包括的な民間委託を導入するとともに、導入後もその効果を検証し、委託範囲や委託期間の見直しを実施 ・浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化を計画的に実施 ・配水管の布設替えの際は現状の需要量に応じた適正な管径にするなど、施設規模を縮小 ・契約水量の増量に対応するため、加圧ポンプ所や配水池を整備する等、給水を安定化 ・主要施設の浸水、土砂災害及び長時間停電への対策の検討を推進 （財務の状況） ・損益は黒字基調で、令和 2 年度末の累積欠損金なし ・計画的な施設改良を実施する一方で、その財源に内部留保資金を充当することなどで、企業債発行を抑制 ・自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保 【今後の課題】 ・南海トラフ地震などの大規模地震、近年多発する自然災害、設備の老朽化に伴う更新需要への対応 ・施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続	経営目標		経営目標達成に向けた取組							成果指標																																																																																																																					
	ア 強靱な工業用水道の構築	（ア）耐震化	・主要施設である浄水場の排水処理施設や配水池等について耐震化 ・重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路などについて、老朽化対策として実施する管路更新にあわせて管路を耐震化							目標値 R8																																																																																																																					
		（イ）老朽化対策	・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替 ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新							・主要施設の耐震化率（％）	95.9																																																																																																																				
		（ウ）施設の長寿命化	・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕などを実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進							・浄水場の耐震化率（％）	100 (R3)																																																																																																																				
		（エ）風水害対策	・施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、計画的に対策を実施 ・長時間停電対策については、非常用発電設備を 72 時間程度運転できる燃料を貯留することとし、設備の更新に合わせ適切に対応							・制水弁の更新率（％）	100																																																																																																																				
	イ 健全な事業運営の持続	（ア）的確な水需要の予測	・既存ユーザーに対し定期的にアンケートを実施し今後の水需要を的確に予測 ・予測した水需要は、施設改良計画などに反映								目標値 R8																																																																																																																				
		（イ）アセットマネジメントによる適正な資産管理	・将来にわたって施設・財政の両面で健全で持続可能な工業用水道を実現するため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践							・給水原価（円／m ³ ）	35.4																																																																																																																				
		（ウ）施設規模の適正化	・渇水などの危機管理への対応なども考慮のうえ、総合的に必要な施設規模を検討し、適正規模で更新							・年間給水量（百万m ³ ）	213																																																																																																																				
		（エ）料金制度の最適化	・ユーザーとの意見交換を行いながら健全かつ安定した事業運営を確保したうえでの新しい料金の仕組みについて検討							・経常収支比率（％）	100 以上																																																																																																																				
		（オ）官民連携	・浄水場などの技術管理業務の包括的な委託について、引き続き導入効果を検証しながら、より効率的な事業運営と競争性を高め効果的な民間委託となるよう検討																																																																																																																												
	投資・財政計画（収支計画）																																																																																																																														
	（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。 ・H29～R2 年度までは決算額、R3 年度以降は見込額です。 ・受託工事に係る収益・費用及び予備費は除いています。 ・確保水源に係る経費を含んでいます。 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。 【参考】建設改良費（単位：百万円） H29～R2 計：22,093 R3～R8 計：29,320 総合計：51,413																																																																																																																														
	（単位：百万円） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr><tr><td rowspan="3">収益的 収 支</td><td>収 益</td><td>5,586</td><td>5,754</td><td>5,771</td><td>5,763</td><td>5,775</td><td>5,764</td><td>5,786</td><td>5,706</td><td>5,699</td><td>5,675</td></tr><tr><td>費 用</td><td>5,174</td><td>5,322</td><td>5,420</td><td>5,422</td><td>5,595</td><td>5,755</td><td>5,734</td><td>5,682</td><td>5,668</td><td>5,668</td></tr><tr><td>純損益</td><td>411</td><td>432</td><td>352</td><td>341</td><td>180</td><td>10</td><td>52</td><td>24</td><td>31</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="4">資本的 収 支</td><td>収 入</td><td>2,414</td><td>4,142</td><td>5,099</td><td>3,355</td><td>1,947</td><td>2,387</td><td>3,016</td><td>3,409</td><td>2,723</td><td>3,321</td></tr><tr><td>支 出</td><td>5,806</td><td>7,957</td><td>8,404</td><td>5,665</td><td>5,385</td><td>6,360</td><td>5,862</td><td>6,362</td><td>5,709</td><td>6,303</td></tr><tr><td>うち建設改良費</td><td>3,679</td><td>6,691</td><td>7,158</td><td>4,565</td><td>4,362</td><td>5,332</td><td>4,715</td><td>5,157</td><td>4,539</td><td>5,215</td></tr><tr><td>資本的収支差</td><td>△3,391</td><td>△3,816</td><td>△3,305</td><td>△2,310</td><td>△3,439</td><td>△3,973</td><td>△2,846</td><td>△2,953</td><td>△2,987</td><td>△2,982</td></tr><tr><td colspan="2">企業債残高</td><td>11,724</td><td>14,000</td><td>17,373</td><td>19,209</td><td>19,786</td><td>20,552</td><td>21,737</td><td>23,386</td><td>24,557</td><td>26,187</td></tr><tr><td colspan="2">内部留保資金</td><td>8,889</td><td>7,931</td><td>7,506</td><td>8,005</td><td>7,269</td><td>5,685</td><td>5,701</td><td>5,693</td><td>5,690</td><td>5,690</td></tr></table>												区分		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	収益的 収 支	収 益	5,586	5,754	5,771	5,763	5,775	5,764	5,786	5,706	5,699	5,675	費 用	5,174	5,322	5,420	5,422	5,595	5,755	5,734	5,682	5,668	5,668	純損益	411	432	352	341	180	10	52	24	31	7	資本的 収 支	収 入	2,414	4,142	5,099	3,355	1,947	2,387	3,016	3,409	2,723	3,321	支 出	5,806	7,957	8,404	5,665	5,385	6,360	5,862	6,362	5,709	6,303	うち建設改良費	3,679	6,691	7,158	4,565	4,362	5,332	4,715	5,157	4,539	5,215	資本的収支差	△3,391	△3,816	△3,305	△2,310	△3,439	△3,973	△2,846	△2,953	△2,987	△2,982	企業債残高		11,724	14,000	17,373	19,209	19,786	20,552	21,737	23,386	24,557	26,187	内部留保資金		8,889	7,931	7,506	8,005	7,269	5,685	5,701	5,693	5,690	5,690
	区分		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																																																																																																																			
	収益的 収 支	収 益	5,586	5,754	5,771	5,763	5,775	5,764	5,786	5,706	5,699	5,675																																																																																																																			
費 用		5,174	5,322	5,420	5,422	5,595	5,755	5,734	5,682	5,668	5,668																																																																																																																				
純損益		411	432	352	341	180	10	52	24	31	7																																																																																																																				
資本的 収 支	収 入	2,414	4,142	5,099	3,355	1,947	2,387	3,016	3,409	2,723	3,321																																																																																																																				
	支 出	5,806	7,957	8,404	5,665	5,385	6,360	5,862	6,362	5,709	6,303																																																																																																																				
	うち建設改良費	3,679	6,691	7,158	4,565	4,362	5,332	4,715	5,157	4,539	5,215																																																																																																																				
	資本的収支差	△3,391	△3,816	△3,305	△2,310	△3,439	△3,973	△2,846	△2,953	△2,987	△2,982																																																																																																																				
企業債残高		11,724	14,000	17,373	19,209	19,786	20,552	21,737	23,386	24,557	26,187																																																																																																																				
内部留保資金		8,889	7,931	7,506	8,005	7,269	5,685	5,701	5,693	5,690	5,690																																																																																																																				

○各事業の展開を支える取組

第 3 章 各事業の現状と課題		第 4 章 事業別の展開			
【現状】 （経営基盤強化のための取組） ・抜本的な経営改善による事業内容の変化に対応した適正な組織の改編と人員の配置 ・企業庁職員のめざすべき姿の実現に向けて人材育成方針を改定し、計画的な人材育成を実施 ・各所属でO J Tにより技術継承を推進 ・企業庁独自の非常参集体制の構築など危機管理の強化 ・健全な財務運営と、確実かつ効率的な資金運用及び資金管理 ・I S O 9 0 0 1 を活用した業務の継続的な改善による経営の品質向上 ※令和 6 年3月末をもってISO9001認証取下げ ・デジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討 （地域社会との信頼構築のための取組） ・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報提供や市町、ユーザーとの定期的な協議 ・コロナ禍においても水道への理解を深めていただくための動画の公開 ・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂・山村ダム周辺を憩いの場として開放するなどの地域貢献 ・太陽光発電や小水力発電の導入、浄水場で発生する汚泥の有効利用など事業活動における環境配慮 【今後の課題】 ・事業の縮小や民間委託の導入拡大などにより現場経験を積む機会が減少する中で、職員の技術力の維持・向上のための人材育成や技術継承 ・大規模地震など今までに経験のない危機への的確な対応 ・引き続きデジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討 ・事業を取り巻く環境が変化する中での、地域社会との信頼構築	経営目標	経営目標達成に向けた取組		活動指標	
	ア 経営基盤の強化	（ア）組織・定員・給与・人事管理	・柔軟で効率的・効果的な組織の整備 ・業務量に応じた適正な定員管理 ・職員の給与について適切な制度管理 ・「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を活用した人材育成・人事管理	・企業庁研修開催時間数（時間） ・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回） ・資金運用状況※（％） ※資金運用状況 年間平均運用金利÷年間平均普通預金金利	目標値 R8 65 以上 70 以上 100 以上
		（イ）人材育成・技術継承	・ジョブローテーションによる人事配置 ・O J Tによる技術力の習得に加え、技術研修や財務研修、危機管理研修などを計画的に実施 ・業務上必要な資格・免許の取得支援 ・企業庁職員として経験的に培ってきた技術や知識について、O J T手法を活用して確実に次世代の職員へ継承		
		（ウ）危機管理	・ライフラインを担う事業者として安定供給を行っていくための危機管理を推進		
		（エ）資金・資産の管理・活用	・資金の元本の安全性と流動性を確保したうえで、確実かつ効率的な運用		
		（オ）経営の品質向上	・業務の継続的改善に努め、将来にわたり安全で安定したサービスを提供することによる顧客満足の上 ・I C タグを利用した貯蔵品管理や点検業務支援端末の導入の検討を継続 ・A I による薬品注入の自動化や遠隔で自動検針が可能なスマートメーターについても先進事例の調査等を行い、他の新たなI C Tの技術動向にも注視しつつ今後の活用について検討		
	イ 地域社会との信頼構築	（ア）情報提供とコミュニケーション	・経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすため、事業内容や経営に関する情報をホームページで公開 ・市町やユーザーとの協議の場などを通じた事業内容等の積極的な発信と対話による相互理解	・施設見学受入れ件数（件） ・コピー用紙使用量※（％） ※コピー用紙使用量 平成 27 年度の使用量を基準とした削減率	目標値 R8 120 以上 △5
		（イ）コンプライアンス	・法令の遵守や、公正な職務の遂行など企業庁におけるコンプライアンスを推進 ・R D F 貯蔵槽爆発事故の教訓を生かすための取組を進め、安全で安心、安定した事業運営を実施		
		（ウ）地域貢献	・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂ダム及び山村ダムの周辺施設の開放など、地域貢献を継続		
		（エ）環境配慮	・環境にやさしいオフィス活動、浄水場で発生する汚泥の有効利用、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの有効活用など環境に配慮した事業活動を推進		

第 5 章 計画の推進

1 進行管理

各事業の経営目標ごとに設定した成果指標による進捗管理及びP D C Aサイクルによる検証・改善
事業環境に新たな変化等が生じた場合は、必要に応じ計画内容を見直し

2 外部からの意見聴取

市町、ユーザー、有識者など外部から事業の実施状況や経営状況についての幅広い意見を定期的に聴取

2 水道用水供給事業

(1) 経営目標

「三重県企業庁経営計画」では、事業を取り巻く環境変化を的確にとらえ、将来にわたって県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくよう、次の経営目標を設定し、取組を推進していくこととしています。

ア 安全でおいしい水の供給

年間を通して水質基準に適合した水道水を供給するため、水源から分水（市町受水地点）までの一貫した水質管理を徹底するとともに、安全性やにおいなどに関する県民のニーズもふまえた安全でおいしい水の供給をめざします。

イ 強靱な水道の構築

南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めるとともに、水道用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

ウ 健全な事業運営の持続

水道用水は県民生活にとって必要不可欠なものであることから、社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

(2) 経営目標達成に向けた取組

ア 安全でおいしい水の供給

精度の高い水質検査を行うとともに、その結果を浄水処理工程にフィードバックすることで適切な薬品注入量を決定するなど、きめ細かな浄水処理を実施し、水質基準を遵守します。

なお、健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されているPFOS・PFOAについては、令和8年度から水質基準に位置付けられました。当庁では令和2年度より検査を実施してきており、引き続き、安全性の確保のため検査に取り組みます。

さらに、県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質及び臭気強度について、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化します。

イ 強靱な水道の構築

(ア) 耐震化

a 応急復旧期間の目標

平成27年6月に国から公表された「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき、受水市町の応急復旧作業に必要な用水を供給するため、被災後の応急復旧期間の目標を「5日以内」としています。

b 主要施設

浄水場の浄水処理施設については、耐震診断の結果、高野浄水場（津市）の6施設の耐震化が必要となっています。このため、令和2年度から同施設の耐震化を実施しており、全5浄水場の49施設すべての耐震化を令和7年度で完了しています。

災害発生時に応急給水活動の拠点となる調整池などの耐震化を進めることとしており、調整池については、令和8年度までに全14池のうち12池の耐震化を図ることを目標としています。



耐震補強工事を実施した高野浄水場（津市）



急速ろ過池流入渠 底版増し厚の施工状況

c 管路

管路については、総延長約430kmのうち、耐震適合性のない管路約160kmを耐震化の対象とし、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路など約23.9kmと布設後40年以上を経過した管路約10.2kmをあわせた約34.1kmを令和8年度までに耐震化を図ることを目標としています。



送水管布設替工事の施工状況（多気町）

(イ) 老朽化対策

a 施設の長寿命化

将来にわたり水道施設の機能を維持していくには、的確に維持管理・更新を行い、中長期的なトータルコストを縮減していく必要があります。

このため、適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図っています。



搬出中の高野浄水場送水ポンプ設備（津市）

b 電気・機械設備

更新時期を迎える電気・機械設備については、平成29年度から令和8年度までの10年間で157設備の更新を目標としており、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況等を総合的に判断して更新することとしています。



更新中の高野浄水場受変電設備（津市）

(ウ) 風水害対策

浸水対策及び土砂災害対策については、対応が必要な9施設（工業用水道との共有施設1施設を含む）の対策を進めています。

長時間停電対策については、災害時において非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせて対応することとしています。



浸水対策工事を実施する高野浄水場取水沈砂池（津市）

(エ) 拡張事業（未整備分）

北中勢水道用水供給事業（北勢系長良川水系・中勢系長良川水系）は、受水市町からの要請を受け、県（環境生活部）が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」（平成20年3月改定）に基づき、当庁が実施しています。

当該計画上、未整備となっている取水・導水施設の整備については、令和9年度の供用開始に向けて取り組んでいます。

ウ 健全な事業運営の持続

社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営を持続していくため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践するとともに、施設規模の適正化、広域連携などについて検討していきます。

3 工業用水道事業

(1) 経営目標

「三重県企業庁経営計画」では、事業を取り巻く環境変化を的確にとらえ、将来にわたって県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくよう、次の経営目標を設定し、取組を推進していくこととしています。

ア 強靱な工業用水道の構築

南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めるとともに、工業用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

イ 健全な事業運営の持続

工業用水は産業活動にとって基礎的な要素であり、地域産業の振興、地域経済活性化のために必要不可欠なものであることから、社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

(2) 経営目標達成に向けた取組

ア 強靱な工業用水道の構築

(ア) 耐震化

a 応急復旧期間の目標

大規模地震による被災後の工場の操業については、水道、道路等の社会基盤が復旧してから開始され则认为られることなどから、被災後の応急復旧期間の目標を「6週間以内」としています。

b 主要施設

浄水場の浄水・排水処理施設や配水池等の主要施設49施設のうち、令和8年度までに47施設の耐震化を図ることを目標としています。



耐震化が完了した伊坂浄水場（四日市市）

(イ) 老朽化対策

a 施設の長寿命化

将来にわたり工業用水道施設の機能を維持していくためには、的確に維持管理・更新を行い、中長期的なトータルコストを縮減していく必要があります。

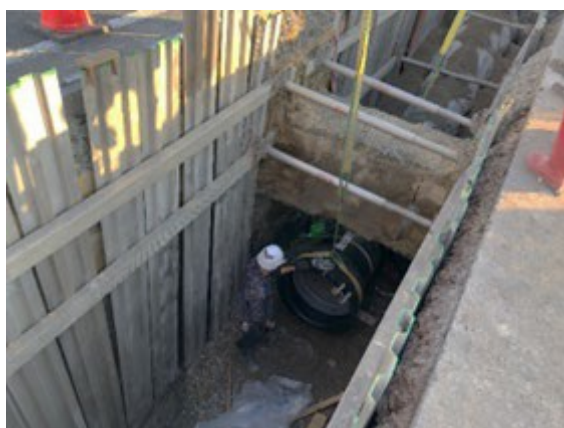
このため、適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図っています。



分解点検中の山村ポンプ所 取水ポンプ設備（四日市市）

b 管路

管路総延長約350kmのうち、老朽化した管路の中でも特に重要度の高い主要幹線などを優先して、平成29年度から令和8年度までの10年間で約22.1kmの管路の更新および69基の制水弁の取替えを目標としています。



配水管布設替工事の施工状況
（鈴鹿市）



不斷水工法による制水弁取替工事の施工状況
（桑名市）

ｃ 電気・機械設備

更新時期を迎える電気・機械設備については、平成２９年度から令和８年度までの１０年間で１２９設備の更新を目標としており、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況等を総合的に判断して更新することとしています。

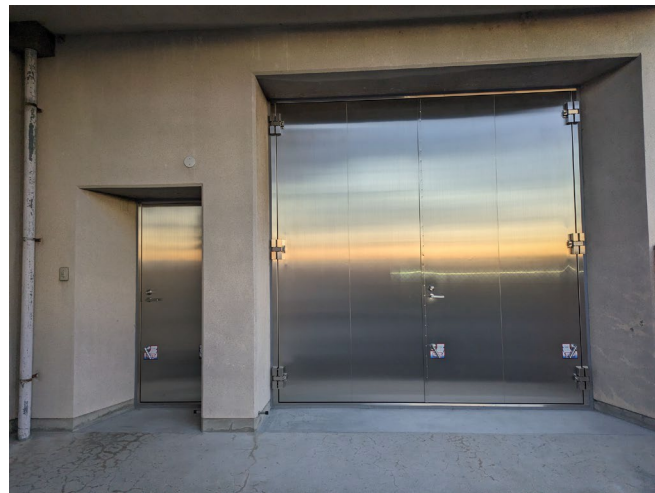


更新が完了した山村ポンプ所 電気設備（四日市市）

（ウ）風水害対策

浸水対策については、対策が必要な７施設（水道との共有施設１施設を含む）のうち、５施設の対策を進めています。

長時間停電対策については、災害時において非常用発電設備を７２時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせて対応することとしています。



防水扉設置が完了した長太加圧ポンプ所（鈴鹿市）

イ 健全な事業運営の持続

社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営を持続していくため、工業用水の需要拡大に繋がる取組を行いつつ、的確な水需要予測やアセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践するとともに、施設規模の適正化などについて検討していきます。

4 各事業共通の取組

(1) デジタル技術の活用

経営基盤のさらなる強化に向けて、デジタル技術の活用・拡大による業務改善等の推進に取り組めます。

ア 水道施設の点検におけるドローン活用

ドローンの活用により、従来の歩廊等からの目視点検では不可視であった箇所での点検が可能となり、異常の早期発見や修繕計画の効率的な立案等が期待できるため、今後は、水管橋をはじめとする水道及び工業用水道施設の点検に活用していきます。



揖斐川水管橋（桑名市）

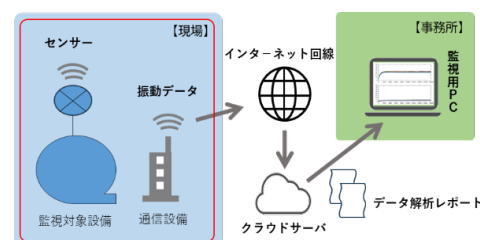
イ 自動検針（スマートメーター）の試行導入

工業用水道事業へのスマートメーターの導入により、ユーザーへの給水状況を遠隔で把握できるようになるため、毎月職員が現地に出向き行っていた検針業務の効率化が図れるとともに、従来の計量装置に比べて機能が簡素化されることで費用の削減も期待できます。今後は、実証実験を継続し、検証を進めていきます。

ウ ポンプ・電気設備の点検における遠隔監視の活用

ポンプ・電気設備を遠隔から常時監視できるIoTセンサーの導入による業務効率化やAIを活用した技術力・経験を補完する技術について、有効性や導入可否を検証するための実証実験を進めています。

今後は、故障の早期発見や現場での設備点検周期の最適化について検討を進めていきます。



IoTセンサーによる監視イメージ

(2) 官民連携

効率的な事業運営を図るため、北勢水道事務所管内の2浄水場（播磨・水沢浄水場）については、工業用水道事業の3浄水場とあわせて、北勢水道事務所から遠方監視制御で運転を行い、中勢水道事務所管内については、中勢水道事務所（高野浄水場）から大里浄水場と管内の工業用水道を遠方監視制御で運転を行っています。

また、平成15年度から北勢水道事務所管内の2浄水場、平成18年度から南勢水道事務所管内の多気浄水場、平成24年度から中勢水道事務所管内の2浄水場と、順次、全5浄水場の運転管理業務の民間委託を進めてきました。（表1）

平成29年度からは、他の県営事業者における浄水場の技術管理業務委託の状況も参考とし、契約期間の長期化に伴うトータルコストの縮減、業務の安定性の向上、入札・契約事務の効率化が期待できることから、委託契約期間を3年間から5年間に見直しています。

なお、水道用水供給事業においては、水道に課せられた重い事業者責任を果たすとともに、緊急時には浄水場での当庁職員による迅速な判断・対応が求められることから、工業用水道事業に導入した「包括的な民間委託」は導入せず、従来どおり運転管理等の業務を個別に民間委託する方針を平成26年度に決定しており、全5浄水場における日常の維持管理・緊急時対応は当庁職員が行っています。

（表1）水道用水供給事業における5浄水場の運転管理業務の民間委託の推移

年度 浄水場名		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
①	播磨浄水場	民間委託			民間委託			民間委託			民間委託			民間委託			民間委託			民間委託						
②	水沢浄水場	民間委託			民間委託			民間委託			民間委託			民間委託			民間委託			民間委託						
③	多気浄水場	直営			民間委託			民間委託			民間委託			民間委託			民間委託			民間委託						
④	高野浄水場				直営						民間委託			民間委託			民間委託			民間委託						
⑤	大里浄水場				直営						民間委託			民間委託			民間委託			民間委託						

①②：北中勢水道（北勢系）、③：南勢志摩水道、④⑤北中勢水道（中勢系）

▲ 委託期間を5年に拡大

（表2）北伊勢工業用水道事業の3浄水場における技術管理業務の民間委託の推移

主な業務	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		個別委託			個別委託			包括的な 民間委託	包括的な 民間委託			包括的な 民間委託			包括的な 民間委託				包括的な 民間委託							
運転管理 (沢地・伊坂・山村浄水場)																										
日常の維持管理・緊急時対応	直営																									
機械設備保守点検	個別委託(※)																									
電気・計装設備保守点検	個別委託(※)										包括的な 民間委託			包括的な 民間委託			包括的な 民間委託				包括的な 民間委託					
除草等環境整備	個別委託(※)						包括的な民間委託			個別委託(※)																

※ 運転管理以外の個別委託の契約期間は、単年、複数年があります。

▲ 包括的な民間委託の導入
▲ 導入効果を検証し委託範囲を見直し

▲ 委託期間を5年に拡大

(3) 人材マネジメント

組織力の向上を図り、安全で安心な水供給サービスを持続可能にするため、人材確保や人材育成など中長期的な視点で人事施策を総合的に実施する人材マネジメントの取組を推進します。

多くの技術職員を必要とする当庁においては、人材の確保は喫緊の課題であることから、安定的に新規採用職員を確保できるよう、企業庁の仕事内容や魅力を積極的にPRしていきます。

また、高年齢層の職員が退職時期を迎える中、若手職員への技術継承や早期育成も課題となっています。ジョブローテーションによる技術力の習得を基本としつつ、若手職員等の自律的な学びを促進し、意欲や能力を最大限に発揮できるよう、人材育成の取組を進めていきます。



企業庁電気職員採用動画
(企業庁 Instagram より)



企業庁紹介パンフレット

(4) 危機管理

南海トラフ地震や近年頻発する自然災害、漏水事故など想定される危機への事前対策として、施設の耐震化や風水害対策、応急復旧用資機材の確保等に取り組むとともに、危機発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な研修・訓練を行っています。

また、大規模災害が発生した場合においても早期復旧が可能となるよう、市町やユーザー、民間事業者などと連携した訓練を実施するとともに、相互応援協定等を締結する府県市と平時から応援体制や備蓄資機材等に関する情報共有を行っています。



大規模災害発生時の対応訓練



受水市町と連携した応急給水訓練

(5) 地域貢献

県民の皆様に、企業庁の役割や事業内容、水の大切さを知っていただくため、播磨浄水場など企業庁が管理する5箇所の浄水場で施設見学の受入れを行っています。施設見学では、浄水場内の見学に加えて、水をきれいにする模擬実験などを行います。

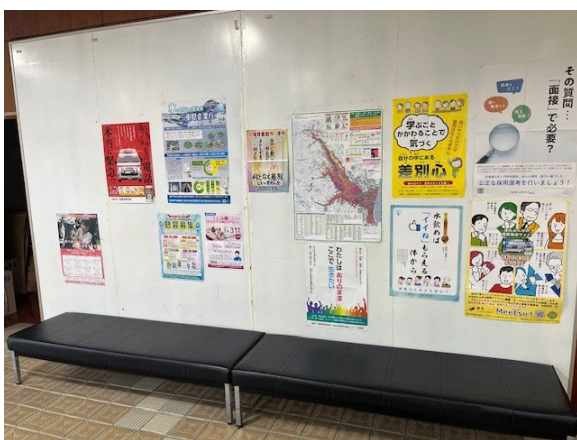
また、企業庁の安全・安心な水の安定供給に関する取組を知っていただく機会を提供するため、受水市町や工水ユーザーと協働して、広報活動を行っています。



浄水場見学の様子



水をろ過してきれいにする模擬実験



市役所におけるポスター掲示



市広報における企業庁PR

成果指標による進捗管理

【 成果指標 】水道用水供給事業

経営目標	成果指標	年度（上段：目標値 下段：実績値）※令和7年度は実績見込み										
		H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
安全でおいしい水の供給	水質基準適合率（％）	100	毎年度 100									
			100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	総トリハロメタンの管理目標値達成度（％）	100	毎年度 100									
			99.0	100	100	100	100	100	100	100	100	
	カビ臭物質の管理目標値達成度（％）	100	毎年度 100									
			100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	臭気強度の管理目標値達成度（％）	100	毎年度 100									
			100	100	100	100	100	100	100	100	100	
強 靱 な 水道の構築	浄水場浄水処理施設の耐震化率（％）	10.2	10.2	10.2	87.8	87.8	91.8	91.8	95.9	95.9	100	100
			87.8	87.8	87.8	87.8	91.8	91.8	95.9	95.9	100	
	調整池の耐震化率（％）	－	－	－	－	－	71.4	71.4	71.4	71.4	85.7	
			－	－	－	－	64.3	71.4	71.4	92.9	92.9	
	管路の耐震適合率（％）	62.1	62.8	63.2	63.9	65.1	66.1	67.0	67.7	68.4	69.1	70.0
			62.8	63.4	64.3	65.3	65.8	67.1	67.9	68.5	69.5	
	設備の更新率（％）	－	10.2	17.8	28.7	40.8	49.0	61.1	73.2	85.4	93.0	100
			10.2	20.4	30.6	40.8	51.6	60.5	73.2	85.4	94.3	
健全な事業運営の持続	給水原価（円／㎥）	107.7	毎年度 0									
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	経常収支比率（％）	103.9	112.3	112.7	112.5	110.9	110.5	111.6	112.5	113.4	114.5	115.0
			104.3	105.8	105.5	102.9	102.4	106.6	105.6	112.5	109.4	
			毎年度 100 以上									
			104.7	103.9	101.9	104.2	104.4	100.8	99.9	97.4	96.6	

- 【成果指標の説明】

 - 水質基準適合率
水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合
 - 総トリハロメタンの管理目標値達成度
水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン（水質基準値 0.1mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L 以下」を達成した割合
 - カビ臭物質の管理目標値達成度
水道水のおいに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び 2-MIB の 2 項目、共に水質基準値 0.00001mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L 以下」を達成した割合
 - 臭気強度の管理目標値達成度
水道水のおいに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値 3 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2 以下」を達成した割合
 - 浄水場浄水処理施設の耐震化率
浄水場における浄水処理施設（4 9 施設）のうち耐震化する施設数の割合
 - 調整池の耐震化率
※経営計画改定に伴い新規設定
調整池（14 施設）のうち耐震化する施設数の割合
- 管路の耐震適合率
管路総延長（約 4 3 0 k m）のうち耐震適合性のある管路延長の割合
 - 設備の更新率
計画期間（平成 2 9 年度～令和 8 年度）に更新する設備数の割合
更新対象設備は 1 5 7 設備
 - 給水障害発生件数
当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水支障が生じた件数
なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民に支障が無い場合は給水障害としない。
 - 給水原価
有収水量 1 ㎥ を作るために要する費用
〔経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋長期前受金戻入)〕÷有収水量
 - 経常収支比率
給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
経常収益÷経常費用×1 0 0

【 成果指標 】工業用水道事業

経営目標	成果指標	年度（上段：目標値 下段：実績値）※令和7年度は実績見込み										
		H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
強靱な工業用水道の構築	主要施設の耐震化率（％）	－	－	－	－	－	－	83.7	85.7	87.8	93.9	95.9
			－	－	－	－	83.7	83.7	87.8	87.8	93.9	
	浄水場の耐震化率（％）	28.0	28.0	28.0	28.0	48.0	48.0	100	100	100	100	100
			28.0	28.0	48.0	68.0	100	100	－	－	－	－
	制水弁の更新率（％）	－	4.3	18.8	23.2	36.2	46.4	59.4	65.2	75.4	85.5	100
			7.2	29.0	37.7	47.8	47.8	60.9	68.1	76.8	85.5	
	管路の耐震適合率（％）	60.6	60.7	60.9	61.5	61.8	63.3	64.3	64.7	65.2	65.9	66.9
			60.7	61.0	61.6	62.5	63.4	64.3	64.6	65.3	65.9	
健全な事業運営の持続	設備の更新率（％）	－	9.3	14.7	21.7	34.9	42.6	54.3	58.9	74.4	88.4	100
			10.1	15.5	24.8	36.4	43.4	55.8	67.4	78.3	89.1	
	給水障害発生件数（件）	1	毎年度 0									
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	給水原価（円／㎥）	29.1	33.1	33.3	33.3	33.2	35.2	35.2	35.1	35.2	35.3	35.4
			29.7	29.7	31.0	32.4	33.5	34.1	35.4	37.1	37.8	
	年間給水量（百万㎥）	207	203	203	210	213	213	213	213	213	213	213
			209	213	217	215	215	213	212	209	209	
	経常収支比率（％）	111.7	毎年度 100 以上									
			107.9	109.5	106.5	106.3	107.2	101.6	101.2	94.9	92.4	

- 【成果指標の説明】

 - 主要施設の耐震化率
※経営計画改定に伴い新規設定
浄水場の浄水・配水処理施設や配水池等（4 9 施設）のうち耐震化する施設数の割合
 - 浄水場の耐震化率
浄水場における浄水処理施設（2 5 施設）のうち耐震化する施設数の割合
 - 制水弁の更新率
計画期間（平成 2 9 年度～令和 8 年度）に更新する制水弁数の割合
更新対象数は 6 9 基
 - 管路の耐震適合率
管路総延長（約 3 5 0 k m）のうち耐震適合性のある管路延長の割合
 - 設備の更新率
計画期間（平成 2 9 年度～令和 8 年度）に更新する設備数の割合
更新対象設備は 1 2 9 設備
- 給水障害発生件数
企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水支障が生じた件数
なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーに実害が無い場合は給水障害としない。
 - 給水原価
有収水量 1 ㎥ を作るために要する費用
〔経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋長期前受金戻入)〕÷有収水量
 - 年間給水量
1 日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を 1 年間分積み上げた水量
 - 経常収支比率
給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
経常収益÷経常費用×1 0 0

【 活動指標 】各事業共通の展開（各事業の展開を支える取組）

経営目標	活動指標	年度（上段：目標値 下段：実績値）※令和7年度は実績見込み										
		H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
経営基盤の強化	企業庁研修開催時間数（時間）	65	毎年度 65 以上									
			111	96	91	58	77	76	102.5	86.5	75.5	
	危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）	76	毎年度 80 以上				毎年度 70 以上					
			85	107	109	78	79	71	85	87	87	
	資金運用状況（％）	900	毎年度 100 以上									
1,185			1,197	1,006	500	200	244	271	117	154		
地域社会との信頼構築	施設見学受入れ件数（件）	122	毎年度 130 以上				毎年度 120 以上					
			127	114	124	0	0	0	63	70	79	
	コピー用紙使用量（％）	△1.3	毎年度△3				毎年度△5					
			△3.7	3.9	△0.6	△2.3	△2.3	△9.6	△10.2	△10.5	△13.8	

- 【活動指標の説明】

 - 企業庁専門研修開催時間数
企業庁専門研修を開催した時間数
 - 危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数
各事業所において、危機管理マニュアル等に基づく危機対応への研修・訓練の年間回数
令和 3 年度以降は R D F 焼却・発電事業の終了に伴い減少
 - 資金運用状況
年間平均運用金利÷年間平均普通預金金利
- イベントを通じた情報発信対象人数
※経営計画改定に伴い、令和 4 年度以降は廃止
浄水場公開などのイベントを通じて、直接県民へ情報発信した対象人数
 - 施設見学受入れ件数
浄水場及び発電所において施設見学を受け入れた年間の件数（団体数）
 - コピー用紙使用量
平成 2 7 年度の使用量（過去 5 か年の最小値）を基準とした削減率